

# 令和8年度焼津市ふるさと住民登録制度を活用した関係人口創出事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度焼津市ふるさと住民登録制度を活用した関係人口創出事業業務委託

## 2 委託業務の目的

本市においても、少子高齢化、若者の首都圏流出による人口減少社会に直面し、深刻な人手不足が各分野で顕在化し、地場産業等の継続発展が課題となっている。そのような中、今年度導入されるふるさと住民登録制度や、昨年度策定した「焼津市特定居住促進計画」を契機に、関係人口の定量把握、新たな中核的人材の獲得により、地域の将来を担う人材の確保と育成が求められている。

なお、「中核的人材」とは、関係人口のうち、経営者や士業（中小企業診断士等）などの事業開発のノウハウや専門性を持ち、そのスキルを焼津の水産業等の地域産業に結び付けたい人や、焼津市での事業（新規事業、事業承継等）に興味がある人等、本市の地域産業の付加価値向上等への貢献が期待できる人材を指す。

また、「ふるさと住民登録制度」とは、総務省で実施検討している、国民誰もがアプリで簡単・簡便に関心のある地方自治体を登録し、地域に関する各種の情報提供や地域での活動に役立つ官民の様々なサポートが受けられる制度を指す。

本業務では、関係人口、二地域居住、移住・定住者の増加を目指した事業を強力的に実施し、市民や二地域居住・移住者が交わりやすい環境を整備し、持続可能な選ばれるまち、焼津の実現を図ることを目的としている。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間とする。

## 4 委託業務内容

### (1) 県外在住者向けイベントの開催（首都圏イベント等：動員・送客）

ア 首都圏（首都圏現地/オンライン併用）で、県外在住者対象とした「住まい」、「なりわい」、「コミュニティ」をテーマとし、焼津市の地域資源や地域産業との接点を創出するためのイベントを開催し、焼津の地域の魅力を伝え、焼津市への関心層の拡大を図ること。

イ イベントを通して、関係人口の拡大を図るとともに、将来的な中核的人材の発掘と育成につながるような設計にすること。

ウ 期間内に、2回以上実施すること。

### (2) 首都圏在住経営者向けスタディーツアーの実施

ア 会社経営者層を対象に、焼津での生活・事業環境に触れ、焼津を新たな事業フィールドとして捉える関心の醸成を行うものとする。

イ 現地宿泊プログラム（地元企業見学、中核的人材交流、テーマ別体験等）とオンライン事前・事後会の一体運用を行うものとする。

ウ 当該事業内容がターゲット層に魅力的に映り、参加意欲が高まるようなアプローチ方法を企画提案すること。

エ 期間内に、2回実施すること。

(3)若手事業者チャレンジ環境創出事業の実施（動員・送客・関係深化）

ア 県内外の若者(大学生等の若者や大学卒業後の若手起業家)を対象に、市内企業の課題(販路開拓・事業承継等)と新規事業テーマ、それぞれ1つずつ設定し、若者が市内企業等に向けて企画提案する機会を設けること。

イ 企画提案の結果、マッチングした提案について、次年度以降事業展開できるよう伴走支援すること。

ウ 当該事業内容がターゲット層に魅力的に映り、参加意欲が高まるようなアプローチ方法を企画提案すること。

エ 期間内に、1回実施すること。

(4)コミュニティ環境創出（現地相談窓口・交流イベント・オンラインコミュニティ）

ア 市内に、相談窓口を設置し、(2)(3)の県外在住者と地域との交流機会を提供すること。なお、これに必要な相談窓口・体制に関しては、設定期間等を提案すること。

イ 特定居住促進区域を中心としたエリアでの定期交流機会の創出（誰もが関われる“ひらかれた場”の醸成）につながるようなコミュニティ環境とすること。

ウ ふるさと住民登録制度に掲載予定の提供情報(まちづくりの企画運営・清掃活動などの地域ボランティア活動)の企画提案・情報発信を行うこと。

エ ふるさと住民登録制度と市公式ファンクラブ「ぶづぶのやいづクラブ」とコミュニティの連携設計（関係人口の定量把握システムとイベント情報発信の統合）を行うこと。なお、連携にあたり、翌年度以降新たなランニングコストが生じないようにすること。

オ 関係人口創出に関連する情報発信を行うこと。

(5)域内移動の負担軽減や移動手段の企画提案及び実施

ア 本事業内で企画開催する市内イベント等の参加者を対象に、参加者が自ら運転する小型EV等のモビリティ車両を活用した実証実験等、参加者の来訪後の域内周遊に適した移動手段を企画提案及び実施すること。

イ 企画立案に際しては上記の他、参加者の負担軽減や再訪を促すような仕組みを念頭とすること。

ウ 上記実証実験等は、本事業内で企画開催する市内イベント等と同等の回数の開催及び市内イベント参加者が再訪する際に利用できるようにすること。

(6)（仮称）ふるさと住民協議会（以下、「協議会」とする）の構築・運営（受入体制・住まい/登録制度設計）

ア 協議会の構築・運営に関して以下の業務を行うこと。

(ア)協議会については、既に構築されている焼津市二地域居住等促進協議会を元に構成するものとする。

(イ)協議会を期間内に4回以上実施し、開催にかかる施設利用料等を委託料に含むこと。

(ウ)協議会委員への謝礼の支払いを委託料に含むこと。

(エ)次の協議会開催までに進展のあった事業内容等を、適宜協議会委員に共有し、協議会の会議録

を作成すること。

イ 協議会は、産官金・地域代表で構成し、本業務の事務局として、将来的にお試し居住拠点となり得るような空き家等の調査（お試し居住拠点の在り方等）や、調査対象物件を活用するための研究などの課題管理等を行うこと。将来的にお試し居住拠点となり得るような空き家等は、「焼津市特定居住促進計画」で定められた区域内を中心とした物件の選定等を念頭に置くこと。

ウ ふるさと住民登録制度の運用に合わせ、区分設計（ベーシック/プレミアム等）、市公式コミュニティとの連携、連携に伴う事務要領を策定すること。

## 5 会議の開催・記録

- (1)進捗状況確認会議を必要に応じて開催し、業務の詳細や進め方、進捗状況の報告、進行上の課題への対応策について綿密な協議を行うこと。
- (2)進捗状況確認会議の開催場所は本市庁舎内又は WEB による開催とする。
- (3)受託者は進捗状況確認会議において使用する資料を作成し速やかに議事録を作成するものとする。

## 6 成果品

### (1)提出物

ア 業務完了報告書（紙媒体 1 部：A 4：本市様式）

イ 業務報告書（紙媒体 5 部）

※全て電子データとして CD-ROM や USB メモリに格納し 1 部提出すること。なお、紙媒体での提出の指定があるものは、別途紙媒体でも提出すること。

### (2)提出場所

焼津市企画部移住定住課

〒425-8502 静岡県焼津市本町二丁目 16 番 32 号 市役所本庁舎 4 階

### (3)提出期限

令和 9 年 3 月 31 日

### (4)成果品に関する著作権等

成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、市の保有とし、市が使用及び外部に提供できるようにすること。制作の都合上止むを得ず、著作権等を市に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、市の了解を得ること。市に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、市と協議すること。

ただし、同成果物を市が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をする場合には事前に受託者に連絡するものとする。

その他、成果品に関する権利については、事業者採択後、本市と事業者の協議の下、契約用仕様書もしくは所定の契約書等で定める。

## 7 その他

- (1)本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本市と受託者が協議の上、定めることとする。
- (2)上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業

務に含まれるものとする。

- (3)業務の実施に当たっては、本市の地方創生に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- (4)業務実施のための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守すること。